

在籍型出向による労働者のスキルアップを図る 産業雇用安定助成金

スキルアップ支援コース

令和5年
4月1日
制度創設!!

自社にはない実戦での経験による労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向労働者の賃金を出向前から出向後に5%以上UPさせた場合に助成されます。

対象となる出向

- 労働者のスキルアップを目的とする
- 出向労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金が、出向前賃金と比較して5%以上上昇している

助成率・助成額

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	<以下の <u>いずれか低い額</u> に助成率をかけた額(最長1年まで)> イ 出向労働者の出向中の賃金(※1)のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額 ※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。	
上限額	8,355円(※2)／1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで) ※2 令和4年8月1日時点の雇用保険の基本手当日額の最高額。毎年8月に改正されます。	

申請のまでの流れ

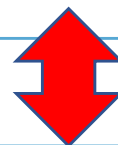
1	◆出向元事業主と出向先事業主との <u>契約</u> ◆労働組合などとの <u>協定</u> ◆出向予定者の <u>同意</u>
2	◆出向計画届 (スキルアップ計画を含む) ◆提出・要件の確認(※1)
3	◆ <u>出向の実施(1ヶ月間～2年間)</u>
4	◆出向から復帰(<u>賃金上昇</u>)
5	◆支給申請 ◆助成金受給(<u>最長1年分</u>)

※1 出向元事業主が出向契約届を作成し、出向開始日の前日(可能ならば2週間前)までに労働局またはハローワークへ提出

モデル活用事例

製造業 (出向元)

- ◆事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
- ◆ロボットの組み立ての最先端工場で経験を積ませ、組み立て技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことに。



産業用電気機械器具製造業 (出向先)

- ◆海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
- ◆違う環境・職種へチャレンジしたという意欲のある人材を受け入れることに。